

名谷駅美装化・リニューアル事業 基本契約書（案）

神戸市交通局（以下「甲」という。）と〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇（以下「乙」という。また、この契約において、「乙」というときは、構成企業を個別にまたは総称していうものとする。）は、名谷駅美装化・リニューアル事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

なお、本事業の実施に向け、甲が行った事業者の募集（以下「事業者公募」という。）の際の入札説明書及びこれに付随する書類（令和3年2月。以下「説明書類等」という。）において定義された用語は、本契約においても同様の意義を有する。

（趣旨）

第1条 本契約は、甲及び事業者公募において落札者となった乙が、本事業の実施に向けて必要となる事項を定めるものである。

（説明書類等及び事業提案書類等の遵守）

第2条 乙は、説明書類等に定める規定及び事業者公募において提出した事業提案書類等（以下「事業提案」という。）の内容を遵守しなければならない。

（対象物件及び区域）

第3条 本契約の対象物件は本契約末尾の物件目録記載の建物とし、事業の対象区域は説明書類等で示す範囲とする。

（契約関係）

第4条 乙は、本契約締結後、事業提案の内容に基づき以下の各号の業務についてそれぞれ甲と契約を締結しなければならない。ただし、各業務の契約時期は協議により定める。

- (1) 施設運営計画作成・統括マネジメント業務
- (2) 設計業務
- (3) 工事業務
- (4) 工事監理業務

2 前項各号の業務の内容及び実施者は説明書類等及び事業提案に記載のとおりとし、当該業務の実施者が当該業務委託契約の当事者となる。ただし、代表企業に限り全ての契約の当事者になることができる。

3 第1項の各業務における契約金額は事業提案に記載のとおりとする。ただし、事前に協議し、甲がやむを得ないと認めた場合に限り、乙は事業提案を変更することができる。

4 乙は、乙の事情により事業提案に基づく本事業の実施が困難となったときは第1項の契約締結前に限り本契約を解除することができる。この場合、甲及び乙がそれぞれ本事業の準備に要した費用等の負担は次の各号による。

- (1) 甲及び乙が本事業の準備のために要した必要費、有益費その他一切の費用は全て乙が負担する。
- (2) 乙の解除により甲に損害が生じた場合、乙はその損害額相当分を負担する。

（定期建物賃貸借契約の締結）

第5条 甲及び乙は説明書類等に定める規定及び事業提案に従い、工事の進捗に合わせ、下

記【物件目録】(1)(2)に記載の建物について定期建物賃貸借契約を締結する。その契約時期は甲乙の協議により定める。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の地位または本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、または承継させてはならない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本事業または本契約に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを、本契約により相互に確認する。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 本事業に関連する業務の委託先等に守秘義務を課して開示するもの
- (2) 提供を受けた時点で公知であるもの、または既に自らが保有していたもの
- (3) 提供を受けた後に、自らの責によらず公知となったもの
- (4) 秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手したもの
- (5) その他、法令等により開示が必要とされるもの

2 前項ただし書の規定により情報を開示する場合は、可能な範囲内で相手方にその旨を事前に連絡するよう努めるものとし、かつ、情報を開示した後においては、速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。

(本契約の解除)

第8条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 次の各号の一に該当するときに、甲は催告することなく直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 事業提案に虚偽の内容が含まれていた場合
 - (2) 第6条及び第7条の定めに違反した場合
 - (3) その他乙に不正な行為があった場合

3 前項により、甲が本契約を解除したときに甲に損害が生じた場合は乙はその損害を賠償しなければならない。

(本契約の有効期間)

第9条 本契約の有効期間は、別途定める場合を除き、本契約締結の日から本事業完了の日までとする。ただし、第4条第4項及び前条により本契約が解除された場合も、第7条の規定の効力は存続する。

(管轄裁判所)

第10条 本契約から生じる一切の法律上の争訟については、本事業の対象施設所在地を管轄する裁判所をもって第1審の専属的管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第11条 本契約に定めのない事項、その他必要な事項については、甲の指示に従うものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
神戸市交通局
代表者 神戸市交通事業管理者

乙 代表企業
所在地
企業名
代表者名

構成企業
所在地
企業名
代表者名

構成企業
所在地
企業名
代表者名

【物件目録】

(1) 名谷駅ビル

所在地：神戸市須磨区中落合二丁目 19 番

敷地面積：12,151.43 m²

建築面積：2,397.13 m²

建物構造：S 造・一部 SRC 造地上 3 階建

延床面積：8,668.03 m²

(2) 駅ビル北館（本事業により整備予定）

所在地：神戸市須磨区中落合二丁目 7 番 1

敷地面積：約 800 m² 想定（現在準備を進めている道路区域変更により確定）

建築面積：約 700 m² 想定（事業者の設計完了により確定）

建物構造：S 造地上 3 階建

延床面積：約 2,100 m² 想定（事業者の設計完了により確定）

(3) 名谷駅前詰所

所在地：神戸市須磨区中落合二丁目 6 番

敷地面積：182.07 m²

建築面積：96.1 m²

建物構造：S 造地上 1 階建

延床面積：96.1 m²

名谷駅美装化・リニューアル事業 定期建物賃貸借契約書（案）

神戸市交通局（以下「甲」という。）と賃貸人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇〇（名谷駅ビル及び駅ビル北館）運営事業に関して、末尾記載物件目録の建物（以下「本件建物」という。）について、定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲が乙に対して賃貸する部分（以下「賃貸借物件」という。）は、本件建物のうち、別紙1図面中赤線で囲んだ部分とする。

2 甲は、賃貸借物件を名谷駅美装化・リニューアル事業（以下「本事業」という。）の実施に向け、甲が行った事業者の募集（以下「事業者公募」という。）の際の入札説明書及びこれに付属する書類（以下「説明書類等」という。）に定める規定、事業者公募において提出した事業提案書類等（以下「事業提案」という。）及びそれらに従い締結した基本契約に基づき、乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

3 乙は、本件建物の賃借にあたり、説明書類等、事業提案及び基本契約の内容を遵守しなければならない。

（用途指定）

第3条 乙は、賃貸借物件を、事業提案に定める用途に使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を事業提案に定める用途以外の用途に使用しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、甲の書面による承認を得なければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 本契約は、借地借家法第38条第1項に定める定期建物賃貸借契約であり、前項に規定する期間の満了により終了する。ただし、甲及び乙は協議のうえ本契約の期間満了の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができる。

（賃貸借期間内の解約）

第5条 賃貸借期間内において、乙は、12か月の期間において文書で予告することにより、本契約の解約を申し入れることができる。ただし、乙は、前記の予告に代えて12か月分の賃料・共益費を甲に支払うことにより即時に解約することができるものとする。

2 乙は、本契約の締結後5年間は、前項の解約を申し入れることができない。

3 賃貸借期間内において、甲は、自らが公用または公共の用に供するために本件建物の使用を必要とする事情があるなどの正当な事由がある場合、1年間の期間において文書で予告することにより、本契約の解約を申し入れることができる。

（賃料）

第6条 賃料は、別紙のとおりとする。（事業提案のとおり。賃料が変動する場合はその算定根拠となる資料を提出すること）

2 乙は、前項の賃料の支払時に所定の消費税を併せて支払うものとする。

- 3 乙の賃料支払い義務は、乙の賃貸借期間の開始の日から発生し、本契約の終了日まで継続するものとする。
- 4 乙は、甲の指定する期日までに翌月分の賃料を甲の指定する方法により乙の費用負担で支払うものとする。
- 5 賃貸借期間の始期、または終期の日数が1か月に満たないときの賃料は、1か月を30日とした日割り計算によるものとする。
- 6 乙が第1項の賃料を期日までに支払わなかったときは、乙は甲に対して、支払期日の翌日から支払いのあった日までの間、その額に対し、年14.6%の割合による延滞利息を支払わなければならない。

(敷金)

- 第7条 乙が甲に納入する敷金総額は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（標準月額賃料の6か月分）とする。
- 2 乙は、前項の敷金を令和〇年〇月〇日までに甲の指定する方法により乙の費用負担で入金するものとする。
 - 3 敷金は預かり期間中無利息とする。

(賃料等の改定)

- 第8条 甲は、賃料及び敷金（以下「賃料等」という。）について、一般物価、土地建物の価格、付近の土地建物の賃貸価格、公租公課の変動、その他経済事情に急激な変動が生じ、賃料等が著しく不相当になったときは、相手方と協議して改定できるものとする。ただし、賃料を改定すべき時から3か月を経過しても協議が整わない場合は、借地借家法第32条に従って、賃料増減請求ができるものとする。
- 2 前項の規定により賃料等の改定を行うときは、甲は改定を予定する6か月前に文書により、相手方にその旨を通知するものとする。

(債務への充当)

- 第9条 乙が甲に対し賃料または第11条に規定する費用その他の支払いを遅滞し、若しくは損害賠償その他本契約に基づく債務の履行を遅滞した場合、甲は、任意に敷金をもって、その弁済に充当することができるものとする。この場合、乙は10日以内に敷金の不足額を補填しなければならない。
- 2 前項の期日までに敷金の不足額が補填されない場合、乙は甲に対して、その期日の翌日から支払いのあった日までの間、不足額に対し年14.6%の割合による延滞利息を支払わなければならない。
 - 3 賃貸借期間中、乙は、甲に対して、敷金をもって賃料その他本契約に基づく乙の債務の弁済にあてることを要求することができない。

(敷金の返還)

- 第10条 敷金は、乙が第30条に基づき賃貸借物件を原状に回復し、明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が確認した後、甲から乙に返還するものとする。

(共益費)

- 第11条 乙は、次に掲げる共用部に関する費用を共益費として月額〇〇〇〇円（税別）を甲に支払

うものとする。

- (1) 清掃及び塵芥処理費
- (2) 環境衛生に係る各種測定・検査・水槽清掃費
- (3) 基幹設備の管理及び整備費
- (4) 駅監理施設内での日常防災監視
- (5) その他前各号に定めるほか共同管理に要する経費

2 共益費の支払いについては、第6条の規定による。

3 甲は、賃貸借期間中であっても、物価、公共料金その他経済事情の変動等により共益費が不当と認められるに至ったときは、共益費を改定できるものとする。

(個別費用等)

第12条 乙は、賃貸借物件の利用において甲と共用する区域で使用する電気、ガス、水道料金については、甲の計算により甲の指定する日までに甲に支払うものとする。ただし、電話その他、乙の都合により設置したものにより発生した費用は、乙が直接各々の企業者に支払うものとする。

2 乙が直接企業者に支払うものを除く前項の費用の支払いについては、第6条の規定による。

(監督・統制事項及び管理規則等)

第13条 乙は、甲の管理方針並びに監督官庁の指示・命令に基づく監督及び統制に従わなければならない。

2 前項のほか、乙は、甲が別に定める管理規則等を遵守しなければならない。

3 乙は、営業を行うにあたり、休業日及び営業時間等について、甲乙協議して定めた事項を遵守しなければならない。

(転貸借条件)

第14条 乙が賃貸借物件を転貸する場合、転貸借契約の締結に際し、当該契約が転貸借契約であることを転借人に開示しなければならない。

2 乙が転貸借契約を締結する場合においても本契約に定める乙の義務は継続するとともに乙は本契約第19条及び第34条に定める内容を転借人に義務として課さなければならない。

3 乙は転貸借契約の締結について、速やかに甲に報告する義務を負う。

(模様替え等)

第15条 乙は、賃貸借物件内で模様替えまたは諸造作、設備の新設、付加、除却若しくは変更（以下「模様替え等工事」という。）を行おうとする場合、あらかじめ書面による甲の承認を得た上で施工しなければならない。

2 模様替え等工事に要する費用は、乙の負担とする。

3 模様替え等工事の内容は、本件建物内の調和、品位、美観等に加え、消防法、建築基準法、その他関係法規及び行政指導、並びに前条の管理規則等に基づき決定しなければならない。

4 乙が模様替え等工事を無断で施工した場合、または甲の承認した内容と異なる模様替え等工事をした場合、甲は、これを変更、中止または撤去させることができるものとする。

5 乙の行う模様替え等工事により、甲または第三者に対し損害を与えたときは、乙は、それによって生じた一切の賠償の責を負わなければならない。

(立入検査権)

第 16 条 甲及び甲の指定する者は、本件建物の保全、衛生、防犯、防災、救護、その他管理上必要があるとき、または乙の営業状況の検査その他必要があるときは、賃貸借物件内に立入り、検査し、適宜の措置を乙に対し求め、または自らこれを行うことができるものとする。ただし、立入検査をする場合は、緊急時を除き、乙の営業に支障が生じない時間帯及び態様にて行うものとする。

2 前項の場合において、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(営業報告義務)

第 17 条 甲は、乙に対し、賃貸借物件内で行う営業状況及び売上金額に関し報告を求めることができるものとする。この場合、乙は誠意をもって事実を正確に報告しなければならない。

2 甲は、前項によって知り得た事実について、厳に秘密を守らなければならない。

(届出義務)

第 18 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、甲に対し遅滞なくその旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 定款を変更したとき。
- (2) 会社の組織を変更したとき。
- (3) 代表者または商号を変更したとき。
- (4) 資本構成に重大な変更が生じたとき。
- (5) 住所または印鑑を変更したとき。
- (6) 店長、支配人その他名称の如何を問わず、乙を代表し、賃貸借物件を使用する者の変更があったとき。
- (7) その他営業に関し重大な変更があったとき。

(禁止事項)

第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 賃貸借物件を第 3 条で定める用途以外に使用すること。
- (2) 本件建物の秩序を乱す行為を行うこと。
- (3) 本契約において生じる権利または義務を第三者に譲渡、転貸または担保に供すること。
- (4) 賃貸借物件を含む本件建物内及び神戸市営地下鉄名谷駅の維持保全を害すること。
- (5) 危険物その他公衆に危害を及ぼしまたは嫌悪を感じさせる恐れのある物品等を搬入すること。
- (6) 本件建物の外壁等に、甲が許可したもの以外の看板等広告物を掲出すること。
- (7) 神戸市屋外広告物条例その他、乙が営業に当たって遵守すべき法令に違反し、または行政の指導に従わないこと。
- (8) 契約区画以外の場所で商品の陳列等営業を行うこと。
- (9) その他管理規則等が禁止する行為、又は義務違反にあたる行為を行うこと。

(賃貸借物件の管理)

第 20 条 乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 賃貸借物件内の乙の所有に係る財産並びに乙の必要により行う甲の所有に係る財産の修繕に関する費用は乙の負担とする。

- 3 乙の修繕工事の施工に係る諸手続きは、第 15 条の規定を準用する。
- 4 賃貸借物件に修繕を要しまたは災害防止上必要とする措置をとるべき箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知しなければならない。

(賃貸借物件等の毀損)

第 21 条 乙は、乙またはその使用人等が賃貸借物件及び関連施設を故意または過失により毀損したときは、速やかに甲に報告するとともに甲の指定する期間内に修繕しなければならない。

- 2 乙が甲の指定する期間内に修繕しない場合は、甲は乙に代わってこれを修繕するものとし、乙は、その費用をすみやかに甲に支払わなければならない。
- 3 前項の場合、別に甲に損害を生じせしめたときは、乙は、その賠償の責に任ずるものとする。

(賃貸借物件の滅失)

第 22 条 天災、火災、その他甲の責に帰することのできない事故等により、賃貸借物件の大部分が滅失または毀損し、相当期間使用できないことが明らかな場合、本契約は消滅するものとする。

(免責事項)

第 23 条 甲は、天災地変または火災、盗難及び建物書設備の故障その他の事故による乙の損害に関し、甲の故意または重大な過失によらないものについては、一切その責を負わないものとする。

- 2 甲が行う建物の修繕、改造及び設備の点検によって生じた諸サービスの不足及び共用部又は賃貸借物件の一時使用停止若しくは使用上の制約については、甲はその責めを一切負わないものとする。

(損害賠償)

第 24 条 乙または乙の代理人、使用人、請負人及び顧客等が故意または過失により、火災その他の事故を起こし、甲または第三者に損害を与えた場合、乙は、甲または第三者の被った損害の一切の責を負うものとする。

- 2 前項の事故が生じた場合、乙は甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

(損害保険)

第 25 条 乙は、賃貸借期間中、火災、盗難その他の事故による損害を補填するため、乙が所有する賃貸借物件内の附帯設備、内装設備について、資産相当額の損害保険加入契約及び借家人賠償保険加入契約を締結しなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、乙が損害保険加入契約を怠った場合、甲は、一切その責めを負わないものとする。

(営業上の責任)

第 26 条 乙または乙の使用人等の責により、営業上第三者に損害または迷惑を与えた場合には、一切を乙の責任において解決するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第三者に対して乙が負担すべき損害賠償を甲が支払った場合、乙は、その全額を直ちに甲に対して支払わなければならない。

(違約金)

第 27 条 本契約の締結後、賃貸借期間の開始日までに乙がその都合により解約を申入れた場合、または乙の責に帰すべき事由で本契約が解除された場合、乙は甲に対して、敷金総額の 30%相当額を違約金として支払わなければならない。この場合、甲に損害のあるときは、甲がその損害の

賠償を乙に対して、別途請求することを妨げないものとする。

(契約の解除)

第 28 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対し何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合、乙は甲に対して異議を申し立て、または損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 賃料、共益費等その他の支払いを 3 か月以上滞納したとき。
- (2) 敷金を甲の指定する期間内に納入しなかったとき。
- (3) 甲の指定した期日までに営業を開始しないとき、または甲の承認なくして休業したとき。
- (4) 第 13 条に規定する監督・統制事項及び管理規則等に違反したとき。
- (5) 第 15 条第 4 項に規定する甲の中止または撤去命令に従わないとき。
- (6) 甲が第 18 条の規定に基づく届出内容を不相当と認めたとき。
- (7) 第 19 条に規定する禁止事項に掲げる行為を行ったとき。
- (8) 乙または乙の使用人が本契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) 乙または乙の使用人が、甲の信用を失墜せしめ、本件建物内全体の秩序を害する等の不信行為があったとき。
- (10) 乙が支払停止の状態に陥り、または乙に対して、破産、会社更生、若しくは民事再生の手続きの申し立てがあったとき。
- (11) 乙に対し第三者から、財産の差押、仮差押、仮処分、または競売の申立てがあったとき。
- (12) 乙において役員、株式その他重要な変更があり、実質的に当初の契約者との同一性が失われ、または契約を継続することが不相当と甲が認めたとき。
- (13) 乙の代表者が法令違反に処せられたとき。
- (14) 乙の代表者が懲役または禁固の刑に処せられたとき。
- (15) 乙の代表者が破産、成年被後見人、被保佐人、または被補助人の審判の開始を受けたとき。
- (16) 乙が営業につき主務官庁から営業許可の取消処分を受けたとき。
- (17) 乙が廃業、解散、若しくは合併されたとき。
- (18) その他営業意欲または協調精神に欠け、賃貸借物件内で営業する者として不相当と甲が認めたとき。

2 甲が前項の定めにより本契約を解除した場合、乙は解除による損害等について甲に一切請求を行わず、違約金として賃料及び共益費の 12 カ月に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この場合も第 24 条に基づく損害賠償の請求を妨げない。

(公租公課の負担)

第 29 条 乙が賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備（以下「造作等」という。）及び乙所有の物件に課される公租公課は乙の負担とする。

(原状回復義務)

第 30 条 本契約が期間満了、解約及び契約解除等により終了した場合には、乙は、次の各号によって速やかに賃貸借物件を明け渡さなければならない。

- (1) 乙は、甲の指定する日までに、造作等乙所有の物件を撤去し、賃貸借物件を原状回復しなければならない。

- (2) 乙が前号の期日までに原状回復の処置をとらなかった場合、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙は、これに異議を申し立てることはできないものとする。
- (3) 乙は、乙の費用で附加した造作等のうち原状に回復することが困難と認められるものについて、甲の承認を得た場合は、明け渡しと同時にそのすべてを無償で甲の所有に帰属させることができるものとし、甲はこれを任意に処分することができるものとする。
- (4) 甲の承認により乙の残置した造作物及び乙所有の物件については、乙が甲に対して無償譲渡したものとみなし、甲はこれを任意に処分することができるものとする。
- (5) 乙は、賃貸借物件の明け渡しに際して、名目の如何を問わず、賃貸借物件について支出した費用の償還、移転料、立退き料及び補償費等これに類する要求は、甲に対して一切行わないものとする。
- (6) 第1号の期日までに乙が賃貸借物件を明け渡さないとき、乙は、甲が指定した期日の翌日から明け渡し完了までの間、賃料及び共益費等を甲に支払い、かつ、明け渡し遅延により甲が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第31条 乙は、本件建物の引渡し後、本件建物の品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件建物の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(有益費等の償還請求権の放棄)

第32条 乙は、本契約の終了により賃貸借物件を甲に返還するに際しては、乙が物件に投じた有益費及び必要費等の償還請求を一切出来ないものとする。

(金銭の支払い)

第33条 本契約による乙の甲に対する金銭の支払いは、甲が別途定める場合のほかは、乙が甲の指定する方法により行うものとする。この場合、支払いに要する経費は乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第34条 本契約締結にあたり、説明書類等、事業提案及び基本契約の記載に反し、神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第4条第1項第2号または第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は、乙に対し、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合、乙は、甲に対して異議を申し立て、または損害賠償を請求することができないものとする。

(管轄裁判所)

第35条 この契約から生じる一切の法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第1審の専属的管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第36条 本契約について疑義が生じた場合、またはこの契約に規定のない事項の処理については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
神戸市交通局
神戸市交通事業管理者

乙 所在地
企業名
代表者名

【物件目録】

(1) 名谷駅ビル

所在地：神戸市須磨区中落合二丁目19番
敷地面積：12,151.43 m²
建築面積：2,397.13 m²
建物構造：S造・一部SRC造地上3階建
延床面積：8,668.03 m²

(2) 駅ビル北館（本事業により整備予定）

所在地：神戸市須磨区中落合二丁目7番1
敷地面積：約800 m²想定（現在準備を進めている道路区域変更により確定）
建築面積：約700 m²想定（事業者の設計完了により確定）
建物構造：S造地上3階建
延床面積：約2,100 m²想定（事業者の設計完了により確定）

※契約時添付書類

別紙1 対象物件図面（駅ビルについては説明書類に示す「運営事業者管理区域」を想定）

〇〇業務に係る委託契約書

神戸市（交通局）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項、第5項関係）	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	
7 担保期間（第13条）	

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
甲 神戸市（交通局）
代表者 神戸市交通事業管理者

印

乙

〇〇業務に係る委託契約書

神戸市（交通局）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項、第5項関係）	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第14条、第17条
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	建築設計業務補足約款
7 担保期間（第13条）	建築設計業務補足約款 第38条による

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
 甲 神戸市（交通局）
 代表者 神戸市交通事業管理者

印

乙

〇〇業務に係る委託契約書

神戸市（交通局）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項、第5項関係）	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第14条、第17条
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	建築工事監理業務補足約款
7 担保期間（第13条）	

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
 甲 神戸市（交通局）
 代表者 神戸市交通事業管理者

印

乙

委託契約約款

令和2年4月1日改正

第1条（総則） 甲は、別紙仕様書に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

- 2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。
- 3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第2条（再委託等の禁止） 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。
- 3 甲は、次に掲げる再委託の承諾をすることはできない。
 - (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により委託した公金の徴収又は収納の事務の再委託
 - (2) 委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託
- 4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

第3条（契約保証金） 乙は、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため本契約の成立後遅滞なく、甲に対し、契約金額（委託料総額。以下同じ。）の100分の3以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 第1項の契約保証金の額は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 前項までの規定により納付された契約保証金は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、契約金を支払う時に速やかに返還するものとする。

第4条（検査） 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月神戸市交通局管理規程第15号）第5章第2節及び神戸市交通局契約事務手続規程（昭和39年8月神戸市交通局管理規程第10号）第3章その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日（委託業務が工事である場合は、14日）以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

第5条（延滞違約金） 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき契約金額（甲が利益を受けると承認した可分な既履行部分を除く）の1,000分の1に相当する額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第6条（委託料） 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の

提出があったときは、提出日から30日（工事に係る委託料については、40日）以内の日までに支払うものとする。

- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあつては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微でなく、乙の故意又は重大な過失によるものであつたときにあつては、適法な支払請求があつたものとししないものとする。

第7条（随時検査） 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

- 2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第8条（成果物） 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

- 2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作人格権を行使しない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第9条（特許権等の使用） 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10条（特許権等の発明等） 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

- 2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第12条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第13条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。
- 3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

第14条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。
- 5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条（作業場所及び作業者の届出） 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

- 2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第16条（使用者としての責任） 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

- 2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

第17条（協力） 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

- 2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

第18条（機械器具等の使用） 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

- 2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を提供する場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に提供する場合には、この限りでない。
- 3 乙は、前項の提供に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償又は無償で提供することができる。ただし、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

第19条（施設の使用） 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等） 乙は、第18条第2項の規定により提供された機械器具等、同条第5項の規定により提供された設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

第21条（監督） 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

第22条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第23条（監査） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

- 2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第24条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第25条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙

- の責任と負担において当該紛争を解決する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属さない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

第26条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
 - (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - (4) 第2条第2項及び第4項に違反したとき
 - (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
 - (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
 - (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。
 - (9) 乙が法人その他の団体である場合にあつては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
 - (10) 乙が自然人である場合にあつては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第27条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

第28条（解除に伴う措置） 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。
- (1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合
 - (2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第29条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以

- 外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
 - 4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
 - 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
 - 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。
 - 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
 - 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
 - 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
 - 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が特定個人情報（条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第31条（談合その他の不正行為に対する措置） 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとき。
 - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第

5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第32条（暴力団等の排除に関する措置） 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用してしていること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負を行い、その他当該事業者を利用してしていること。
- (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しく

は構成員」と読み替えるものとする。

- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第33条（適正な賃金の支払に関する措置） 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した請負契約を締結しなければならない。
- 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する下請負人がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第34条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反したとき
- (2) 第8条第3項の規定に違反したとき
- (3) 第29条の規定に違反したとき
- (4) 第30条の規定に違反したとき
- 2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。
- 5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。
- 3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金（又はこれに代わる担

保)を充当することにより徴収できる。

- 4 第28条第2項により乙が違約金(契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保)の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

第36条(第三者の損害) 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者(甲の職員その他従業員を含む。)に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第37条(違約罰、延滞利息等) 第31条第1項及び第3項、第32条第3項、第33条第4項、並びに第34条第1項に規定する違約罰は、第35条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

- 2 第31条第4項、第32条第5項、第33条第5項、並びに第34条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。
- 3 甲は、第5条、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第38条(契約の変更等) 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第39条(専属的合意管轄その他雑則) この契約又はこの契約に 関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第40条(印紙税) 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

第41条(業者調査への協力) 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第42条(疑義の解釈) この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、神戸市交通局契約規程及び神戸市交通局契約事務手続規程その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

- 2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

神戸市交通局工事請負契約約款
令和2年4月1日改正

(総則)

- 第1条 神戸市(交通局)(以下「甲」という。)及び請負人(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の設計書、図面(甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。)、仕様書及び質疑回答書を含む。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
(関連工事の調整)
- 第2条 甲は、乙の施工する工事と甲の発注に係る第三者の施工する他の工事とが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
(工事内訳明細書及び工事工程表)
- 第3条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事内訳明細書(以下「内訳書」という。)及び工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工事工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。
(契約の保証)
- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の3以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その額を請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- (1) 締結する契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である場合
 - (2) 乙がこの契約に係る入札において低入札価格調査(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。))の規定に係る調査をいう。)を受けた場合
- 4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければなら

ない。

- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の3(第3項各号の一に該当する場合は100分の10)に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができる。乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、工事目的物が検査に合格し、かつ引渡しを受けたのちに、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。
(権利義務の譲渡等)
- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第1項の規定による検査に合格したもの及び第36条第5項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。
(一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(下請負人の通知)
- 第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)
- 第8条 乙は、工事の施工に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
(監督員)
- 第9条 甲は、監督員を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有するものとする。
- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のために乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
(現場代理人及び主任技術者等)
- 第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) ア 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。)
イ 監理技術者(建設業法第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、

その運営、取締りを行うほか、請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、当該請求にかかる事項についての決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の権限を行使することができる。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求できる。

2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(工事材料の検査)

第13条 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に検査を完了しなければならない。

3 乙は、検査の結果不合格と決定した工事材料については、監督員の指示により、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出し、引き取らなければならない。

4 乙は、工事現場に搬入した検査合格済工事材料を、監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 甲は、第1項の検査後に、工事材料について、種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないことなどがあり、使用に相当でないとき認められたときは、検査時に発見が困難であったものに限り、乙に対して、必要な措置を請求することができる。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において、調査、試験、又は見本検査を要するものと指定された工事材料については、監督員の立会いを得て調査し、試験し、又は当該見本検査を受け合格したものでなければこれを使用してはならない。

2 乙は、設計図書において、監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、設計図書及び監督員の指示により、見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 乙は、監督員に第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求するときは、事前に連絡しなければならない。この場合において、監督員が、乙の請求に7日以内に応じられないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

5 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲から乙への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによるものとする。

2 甲は、必要があると認められるときは、前項の引渡場所及び引渡時期を変更できるものとする。

3 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4 甲は、支給材料又は貸与品について、甲の負担において、乙への引渡しを行うまでに、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。

5 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合において、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと適合しているかどうかを速やかに確認し、設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないとき認められたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

6 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。この場合において、支給材料については、受払簿を設けてその用途を明確にし、工事完成後その受払計算書を甲に提出しなければならない。

7 乙は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

8 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第5項の確認により発見することが困難であったものに限る。)などがあり、使用に相当でないとき認められたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

9 乙は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は使用済の貸与品があるときは、直ちに甲に返還しなければならない。

10 乙は、自己の責に帰すべき理由によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に甲が相当と認める代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において甲の提供するものと定めた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、乙は、請負代金額の増額又は工期の延長を請求することはできない。ただし、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 甲は、必要がある場合には、工事施工中において、随時検査を行うことができる。

3 監督員は、乙が第13条第1項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(設計図書と工事現場の状態との不一致等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計書、図面、仕様書、共通仕様書及び質疑回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)

- く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、乙に対して必要な指示を与えなければならない。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物の変更を伴うもの 甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。
 - 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書の変更)
- 第19条 甲は、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (工事の中止)
- 第20条 甲は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (著しく短い工期の禁止)
- 第20条の2 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
- (工期の延長)
- 第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成する見込みがない場合は、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長を請求することができる。
- (工期の変更方法)
- 第22条 工期の変更については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- (請負代金額の変更方法)
- 第23条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第24条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、残工事の工期が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
 - 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。
 - 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づ

- く請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 8 第6項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。
- (臨機の措置)
- 第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。
- (一般的損害)
- 第26条 工事的物の引渡し前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- (第三者に及ぼした損害)
- 第27条 工事の施工により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害(第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。
- (不可抗力による損害)
- 第28条 工事的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責に帰すことのできないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事的物、仮設物又は工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生直後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。)による費用の負担を甲に請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があった場合に、当該損害の額(工事的物、仮設物又は現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具等であって、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項又は第36条第5項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金の100分の1を越える額を負担しなければならない。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各

号の定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」として同項を適用するものとする。

(完成検査及び引渡し)

第29条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、第2項の検査に合格したときは、甲の指示に従い、直ちに工事目的物を甲に引き渡さなければならない。

5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は改造して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補又は改造の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第30条 甲は、工事目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けたのちに、乙から、所定の手続きに従って請負代金の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に乙に支払わなければならない。

(部分払)

第31条 甲は、必要とする場合には、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により、工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第32条 乙は、公共工事の前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、前金払を請求することができる。ただし、その額は、入札執行通知、設計図書等により、甲の指定した額によるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前金払を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

3 乙は、第1項の規定により前金払を受けた後、保証事業会社と中間前金払に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、中間前金払を請求することができる。この場合においては、第1項ただし書及び前項の規定を準用する。

4 乙は、第36条の規定による部分払又は第37条の規定による請負代金の支払を請求した後にあっては、前項の中間前金払を請求することができない。

5 乙は、第3項の中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該請求の結果を乙に通知しなければならない。

6 前5項の規定により前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)をした後において、請負代金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前金払(中間前金払を含む。第34条を除き、以下同じ。)の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができ

る。

(保証契約の変更)

第33条 乙は、前条第6項の規定により前払金の額が増減した場合に、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第34条 乙は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費並びに現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。なお、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当するについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

(保証契約の解除)

第35条 甲は、保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(部分払)

第36条 甲は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、工事(請負代金額100万円以上かつ工期3カ月以上の工事に限る。)の完成前に、出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料(以下「出来高部分」という。)につき、工事内訳書の単価に基づいて計算した請負代金相当額(以下「出来高額」という。)の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより、部分払をすることができる。ただし、前金払をした場合にあっては、次の算式により計算した額を支払金額から控除する。

(控除すべき額) $\frac{\text{出来高額} \times \text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$

2 この契約が、債務負担行為に係る契約であって、かつ、国又は県からの補助金等(各年度ごとに交付の申請をするもの)に限る。)の交付の対象となる契約である場合は、第1項中「10分の9」とあるのは「10分の10」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 乙は、中間前金払を請求した後には、部分払を請求することができない。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を甲に請求しなければならない。

5 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

6 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

7 乙は、第5項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

8 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請求代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

9 第1項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、甲に移転するものとする。この場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで乙が負うものとする。

10 乙は、第1項の規定による部分払を請求しようとするときは、甲が必要ないと認めるものを除き、出来高部分については、甲を被保険者とする火災保険等に付し、その証券を甲に提出しなければならない。この場合において、保険の種類、保険金額及び期間は、甲の指示によるものとする。

11 前項の場合において、保険事故が発生したときは、乙が損害をてん補した場合のほか、その保険金は、甲の乙に対する工事支払金相当金額の限度で、甲が取得するものとする。

(部分引渡し)

第37条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、乙は、その指定部分の引渡し後、指定部分に相応する請負代金の支払を請求することができる。

2 前項の場合においては、第29条、第30条及び前条第1項ただし書の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第38条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、別表左欄のとおりとする。

2 各会計年度の出来高予定額は、別表右欄のとおりとする。

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第39条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「各会計年度において施工すべき期間の末日」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(ただし、第40条第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額)」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、乙は、各会計年度において中間前金払を請求することができる。ただし、当該会計年度において、部分払(第40条第3項に規定する出来高超過額の支払を除く。)を請求した後においては、この限りでない。

3 前2項の場合において、乙は、甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に前金払を請求することはできない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、乙は、出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払を請求することができる。

5 前項に規定する場においては、当該出来高額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第33条第2項の規定を準用する。

6 前5項の場合において、設計図書に特別の定めがあるときは、乙は、それにしたがって、前金払を請求することができる。(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第40条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第36条の規定を準用する。この場合において、「前払金」とあるのは「当該会計年度に係る前払金」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(ただし、第3項に規定する出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額)」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額に達したときは、乙は、中間前金払を請求した後であっても、当該会計年度において部分払を請求することができる。

3 第1項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えたときは、乙は、翌会計年度の当初に当該超過額を部分払として請求することができる(この規定による部分払の額を以下「出来高超過額」という。)

4 第1項及び第3項の場合において、乙は、甲の当該年度の予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

(第三者による代理受領)

第41条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の第三者に対して第30条、第36条又は第37条の支払をするものとする。

3 前項の場合において、当該第三者は、乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記されている者でなければならない。(契約不適合責任)

第42条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第43条 削除

(談合その他の不正行為に対する措置)

第44条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額(契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。)の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

(6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、甲が必要であると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。

(1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。

4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。

7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるもの

ではない。

(暴力団等の排除に関する措置)

第45条 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前項各号の一に該当する事実が明らかになったときは、契約を解除することができる。

3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、甲に支払わなければならない。

4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市交通局契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。

5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(適正な賃金の支払に関する措置)

第45条の2 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、契約を解除することができる。

2 乙は、乙が工事を施工するために使用する下請負人と当該工事に係る請負契約を締結する場合においては、前項から次項までの規定の趣旨に即した契約を締結しなければならない。

3 甲は、乙が工事を施工するために使用する下請負人がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。

5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙

は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(乙の社会保険加入義務)

第45条の3 乙は、次の各号に掲げる届出をしていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 甲は、乙が前項各号に掲げる届出をしていないときは契約を解除することができる。

3 乙は、乙が第1項各号に掲げる届出をしていない場合は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、乙と契約しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合を除く。

4 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

5 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第4項の額を甲に支払わなければならない。

7 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(下請負人の社会保険加入義務等)

第45条の4 乙は、前条第1項各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前条第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合

3 甲は、乙が社会保険未加入建設業者と直接下請契約を締結したときは契約を解除することができる。ただし、前項に規定する場合を除く。

4 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の請求に

に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

5 乙は、次の各号に掲げる場合は、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険未加入建設業者が第2項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）乙が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

6 乙が第4項及び前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

7 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

8 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項、第5項及び第6項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項、第5項及び第6項の額を甲に支払わなければならない。

9 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第46条 削除

（甲の催告による解除権）

第47条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに

足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 第48条の3条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 乙が、第45条第1項(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていたとき、又は甲からその相手方との契約の解除を求められて、乙がこれに応じなかったとき。

(11) 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（甲の任意解除権）

第48条 甲は、工事が完成するまでの間は、第44条第7項、第45条第2項、第45条の2第1項、第45条の3第2項、第45条の4第3項、第47条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条の2 第47条各号又は第47条の2各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第47条又は第47条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第48条の3 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第49条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定により工事中止期間が工期の3分の1以上に達したとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条の2 第48条の3又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第50条 工事の完成前に契約を解除したときは、工事の出来形部分及び工事材料中検査に合格したもので甲が承認したものは、甲の所有として引渡しを受けるものとし、甲は、引渡しを受けたものに相応する請負代金を乙に支払うものとする。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第32条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第36条及び第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項の規定による支払額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額なお余剰があるときは、乙は、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 第44条第7項、第45条第2項、第45条の2第1項、第45条の3第2項、第45条の4第3項の規定により契約を解除した場合においては、解除により乙が支払わなければならない違約金の額と、第1項の規定により甲が支払う額とを、いずれか少ない方の額の範囲内で相殺する。

5 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料、貸与品その他甲の所有に属する物件を甲に返還しなければならない。この場合において、当該物件が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えて、その損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、甲の所有に属さない物件が工事用地等の内にあるときは、乙は、甲の指示に従い、当該物件を撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けなければならない。

7 前項の場合において、乙が、正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従い、また、甲の処分又

は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第50条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき
 - (2) この工事的目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第47条又は第47条の2の規定により、工事的目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、前項の損害賠償に代えて、乙は、第4条第3項に定める契約保証金又は保証金額もしくは保険金額の額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条又は第47条の2の規定により工事的目的物の完成前にこの契約が解除されたとき
 - (2) 工事的目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき
 - (3) 第44条第7項、第45条第2項、第45条の2第1項、第45条の3第2項又は第45条の4第3項の規定によりこの契約が解除されたとき

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、遅延1日につき請負代金額の1,000分の1の割合で計算した額を遅延損害賠償金として請求するものとする。ただし、甲が、第37条の規定により、工事的目的物の一部を使用したときは、その部分に対する請負代金相当金額を請負代金額から控除して延滞違約金を計算する。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(違約金、延滞利息等)

第50条の3 第44条第1項及び第3項、第45条第3項、第45条の2第4項、第45条の3第3項、並びに第45条の4第4項及び第5項の規定による違約金は、前条第2項に規定する損害賠償に代わる違約金をもって充てることができる。

2 第44条第4項、第45条第5項、第45条の2第5項、第45条の3第4項、並びに第45条の4第6項に規定する延滞利息は、前条第5項に規定する遅延損害賠償金をもって充てることができる。

3 甲は、前条第5項に規定する遅延損害賠償金、第44条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項及び第5項、第45条の2第4項及び第5項、第45条の3第3項及び第4項、並びに第45条の4第4項から第6項までに規定する違約金又は延滞利息を、契約金額又は第4条の契約保証金又は担保による充当により控除することにより徴収できる。

(乙の損害賠償請求等)

第50条の4 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第48条の3又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第50条の5 甲は、引き渡された工事的目的物に関し、第29条第4項(第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から設計図書に定められた担保期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 この契約が低入札価格調査を受けた契約である場合は、第1項中「設計図書において定められた担保期間内」とあるのは「設計図書において定められた担保期間の2倍の期間内」と読み替えて、同項の規定を適用する。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

8 甲は、工事的目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければならない。当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事的目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項及び第2項に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事的目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害保険等)

第51条 乙は、第36条の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、工事的目的物、工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)、工事関係者等を損害保険等に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提出しなければならない。

3 乙は、工事的目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第52条 この約款の各条項において甲と乙が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲と乙の間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第1項又は第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第3項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに相当の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第53条 この約款において書面により行わなければならないこと

とされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(構成員の責任)

第54条 乙が共同企業体である場合は、乙は、令和 年 月 日協定の乙に係る共同企業体協定書により、この契約を連帯して履行するものとする。

(代表者の義務)

第55条 前条に規定する場合においては、甲は、催告、監督、指示、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて乙の代表者を相手方とし、乙の代表者へ通知した事項は、すべて他の構成員にも通知したものとみなすものとする。また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(業者調査への協力)

第56条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

(補則)

第57条 この約款に定めがない事項については、神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）及び関係法令によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別 表（第38条関係）

支払限度額	出来高予定額
年度 _____ 円	年度 _____ 円
年度 _____ 円	年度 _____ 円
年度 _____ 円	年度 _____ 円

建築設計業務補足約款

令和2年4月1日最終改定

(総則)

- 第1条** 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 2 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第4条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、この契約書若しくは設計図書（別冊の図面、仕様書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。以下「設計図書」という。）に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者とが協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(契約の保証)

- 第2条** 発注者は、必要があると認められるときは、この契約上の業務の不履行によって生ずる損害をてん補するため、業務委託料の100分の3以上の契約保証金を受注者に納付させることができる。
- 2 前項に規定する保証金を納付させる場合は、神戸市契約規則の規定による。

(設計担当職員)

- 第3条** 発注者は、設計担当職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。設計担当職員を変更したときも、同様とする。
- 2 設計担当職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて設計担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質疑に対する承諾又は回答
 - (3) この契約書の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の設計担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの設計担当職員の有する権限の内容

を、設計担当職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく設計担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、設計担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、設計担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第4条** 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第5条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第5条** 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは委託契約約款（以下「約款」という）第2条第2項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第6条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質疑、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議

を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第7条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(履行報告)

第8条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第9条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第10条 受注者は、成果物（第32条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第12条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第8号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、第10条から第12条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

(著作人格権の制限)

第11条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすること

を許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第18条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第12条 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者とが協議の内容に適合しない場合において、設計担当職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、受注者は履行期間の延長若しくは業務委託料の増額を発注者に請求することはできない。ただし、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書及びこれらの図書に係る質疑回答書並びに現場説明に対する質疑回答書が一致しないこと（これらの優先順位

が定められている場合を除く。)

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、受注者に対して必要な指示を与えなければならない。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第18条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第18条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更し

なければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第22条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第23条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第25条 発注者は、第14条から第18条まで、第20条、又は第23条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第26条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者の指示に従い、直ちに当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(引渡し前における成果物の使用)

第27条 発注者は、第26条第3項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第28条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、支払期限を延長することができる。

3 前2項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

(保証契約の変更)

第29条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第30条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第31条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（第32条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既済部分」という。）に相当する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中10回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既済部分の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知にあわせて第 1 項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分払金の額 \leq 第 1 項の業務委託料相当額 \times (9/10-前払金額/業務委託料)
- 6 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第32条** 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第26条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、約款第6条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第26条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、約款第6条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
 - 3 前2項の規定により準用される約款第6条第3項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託料は、次の各号に掲げる式により算定する金額以内とする。この場合において、第1号中「指定部分に相応する委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第26条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託料
指定部分に相応する委託料 \times (1-前払金の額/委託料)
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託料
引渡部分に相応する委託料 \times (1-前払金の額/委託料)

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第33条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、別表1のとおりとする。
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、別表1のとおりとする。
 - 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第34条** 債務負担行為に係る契約の前金払については、第28条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第29条中「委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第31条第1項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 29 条第 3 項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第35条** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 31 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、

次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - (業務委託料相当額 - (前会計年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)) × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、別表2のとおりとする。

(第三者による代理受領)

第36条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して約款第6条(第32条において準用する場合を含む。)又は第31条の規定に基づく支払いをしななければならない。
- 3 前項の場合において、当該第三者は、乙の提出する支払い請求書に乙の代理人として明記されている者でなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第37条 受注者は、発注者が第28条、第31条又は第32条において準用される約款第6条第3項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かしに対する受注者の責任)

第38条 発注者は、成果物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第26条第2項(第32条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、又は第31条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第26条第3項又は第4項の規定による成果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第32条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果物のかしが発注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- 5 発注者は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、

第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

- 6 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

第39条 発注者は、業務が完了するまでの間は、約款第25条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第41条 この契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第32条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既済部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する業務委託料(以下「既済部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既済部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第42条 この契約が解除された場合において、第28条(第34条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、約款第25条の規定による解除に合つては、当該前払金の額(第32条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条及び第11条により財務大臣が決定した利率で計算した額の利息を付した額を、第39条又は

第40条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既済部分の引渡しが行われる場合において、第28条（第34条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第32条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既済部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、約款第25条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び第11条により財務大臣が決定した利率で計算した額の利息を付した額を、第39条又は第40条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が約款第25条によるときは発注者が定め、第39条又は第40条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第43条 受注者は、設計図書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第44条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(計画通知等手続に係る特約条項)

第45条 設計図書の規定により、発注者が成果物に基づき建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項、第14項又は第17項の規定による通知その他建築基準法その他の法令（条例を含む。以下同じ。）による許可の申請その他の手続（以下「計画通知等手続」という。）を行う場合は、成果物は、計画通知等手続を完了できるものその他当該法令に適合するものでなければならない。

第46条 成果物が原因で当該成果物に基づく建築物について計画通知

等手続を完了できないことは、第38条第1項に規定する成果物のかしとする。この場合において、計画通知等手続の全部又は一部を再度行うための手数料その他の費用は、第38条第1項に規定する損害に含むものとする。

別表1（第33条関係）

支払限度額				履行高予定額			
	年度		円		年度		円
	年度		円		年度		円
	年度		円		年度		円

別表2（第35条関係）

部分払いを請求できる回数			
	年度		回
	年度		回
	年度		回

建築工事監理業務補足約款

令和2年4月1日最終改定

(総則)

- 第1条** 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 2 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第4条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、この契約書若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者が共同企業体を形成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(契約の保証)

- 第2条** 発注者は、必要があると認められるときは、この契約上の業務の不履行によって生ずる損害をてん補するため、業務委託料の100分の3以上の契約保証金を受注者に納付させることができる。
- 2 前項に規定する保証金を納付させる場合は、神戸市契約規則の規定による。

(工事監理担当職員)

- 第3条** 発注者は、工事監理担当職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。工事監理担当職員を変更したときも、同様とする。
- 2 工事監理担当職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて工事監理担当職員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質疑に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の工事監理担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの工事監理担当職員の有する権限の内容を、工事監理担当職員にこの契約書に基づく発注者の権限の

一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく工事監理担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、工事監理担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、工事監理担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第4条** 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第5条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第5条** 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは委託契約約款（以下「約款」という）第2条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、工事監理担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第6条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質疑、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

第7条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前 2 項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(履行報告)

第8条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第9条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第10条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、工事監理担当職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第11条 受注者は、業務を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、及び仕様書に係る質疑回答書並びに現場説明に対する質疑回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること

(3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理仕様書等の変更)

第12条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第 14 条において「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第14条 受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通

知するものとする。

- 3 発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第 15 条 受注者は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第 16 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第 17 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 15 条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

- 第 18 条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

- 第 19 条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めると

ころにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 20 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)

- 第 21 条 発注者は、第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、又は第 18 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第 22 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者の指示に従い、直ちに当該業務報告書を発注者に引き渡さなければならない。
- 4 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前 3 項の規定を準用する。

(部分払)

- 第 23 条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項まで

に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 10 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第 1 項の業務委託料相当額 \times (9/10)
- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第 24 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、別表 1 のとおりとする。
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別表 1 とおりである。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第 25 条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、別表 2 のとおりとする。

(第三者による代理受領)

- 第 26 条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がされているときは、当該第三者に対して約款第 6 条又は第 23 条の規定に基づく支払をしなければならない。
- 3 前項の場合において、当該第三者は、受注者の提出する支払い請

求書に受注者の代理人として明記されている者でなければならぬ。

(部分払金の不払いに対する受注者の業務中止)

- 第 27 条 受注者は、発注者が第 22 条において準用される約款第 6 条第 3 項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第 28 条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第 25 条第 2 項又は第 22 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 22 条第 3 項又は第 4 項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から 10 年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

- 第 29 条 発注者は、約款第 25 条第 1 項の定めにあるものに加え、受注者が管理技術者を配置しなかったときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、受注者が、第 31 条の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。
- 3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは発注者は、当該契約

保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 30 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 31 条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 契約履行の中止日数が、当初の契約期間の 3 分の 1 以上となるとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第 32 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 1 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 23 条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 33 条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が約款第 25 条によるときは発注者が定め、第 30 条又は第 31 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保 険)

第 34 条 受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 35 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

別表 1 (第 24 条関係)

支払限度額				出来高予定額			
	年度		円		年度		円
	年度		円		年度		円
	年度		円		年度		円

別表 2 (第 25 条関係)

部分払いを請求できる回数			
	年度		回
	年度		回
	年度		回